

# 中納言律師御菌ノ淨尊伝攷（一）

田 中 悠 文

## はじめに

現在我が国に於て伝承実修されている真言密教の宗教的理念型、及びその実現の手段、具体的伝承の在り様を知るには、それ等の骨格が形成されたと目される鎌倉時代前後の特定流派の全體像を把握することが必要不可欠である。筆者は、既に醍醐寺三宝院流の祖師の一人で巷間三宝院憲深方の流祖とされる報恩院檢校權僧正憲深の密教修學と門弟への伝承の様子について「報恩院憲深僧正年譜」（『新義真言教學の研究』頬瑜僧正七百年御遠忌記念論集－平成十四年・大藏出版）及び「報恩院檢校前權僧正憲深広年譜」（『堯榮文庫研究紀要』第四号－平成十五年・親王院堯榮文庫）の一論考を提出している。そこでは憲深が伝承し、工夫をこらして門弟に伝えた醍醐寺三宝院流の密教について、写本・版本等の聖教伝書類、及び醍醐寺・東寺・大覺寺・大須觀音宝生院・天野山金剛寺・金澤文庫称名寺・石山寺・隨心院・智積院等の所蔵聖教典籍目録類、さらに『大日本古文書』や『鎌倉遺文』、また『群書類従』や『真言示全書』などに収められる伝記・史料・血脉類などの懸記を駆使して、編年的に考証を試みた。

周知の如く日本真言密教は、実践面を表す事相と理論面を意味する教相の二分野から成り立っている。ところが憲深の生涯を子細に検討してみると、その当時の密教の修学は、必ずしも現在の様に事相と教相が明確に二分されるものでは無いことが知られた。その当時は師から資へ、流派の經蔵や宝蔵に集積された『本尊』（仏像・仏画）、『法具』（八種ノ秘密道具、密教法具等）、『仏舍利』、

『宝珠』、『聖教』（本經・儀軌・顯密の典籍・大師はじめ祖師の手跡・自抄等）の数々が、由緒や故事來歴、嫡々相承の秘訣と共に面授相承によって直接伝えられていた。具体的には、例えば『仁王經ノ法』ならば、本尊となる『仁王經曼荼羅』、本經儀軌として不空訳『仁王經』・良賀の『疏』・不空の『仁王儀軌』、この法に関する祖師の手跡、そして師の抄記、由緒の法具などが提示され、その現物が授与、あるいは複写本の作成が許可され、祖師累代嫡々相承の秘訣が口授されるといった具合である。

本論考では、憲深・道教・深賢・光宝といった日本密教史上に明確な足跡を記した阿闍梨方の師である遍智院成賢から、嫡弟の道教を経て、同門の淨尊に委ねられたと云う「宗ノ大事」と一ヶノ大事の納められた箱一合をめぐり、伝存する聖教類を検討して、その伝承の真偽、更にはその特色と伝承者たちの伝歴を考察し、加えて淨尊を作成することが目指される。

先ず第一章では、道教—淨尊の付法が史実か否か、伝承する聖教を検討することで判定し、次いでその内容と、該当するであろう聖教が一体どの様なものなのかを探求する。

第二章では聖教・血脉・伝記を用い、淨尊方の伝承の様子を検討する。

第三章では、第一章・二章の成果をふまえて、淨尊年譜、及び弟子譜を提出し、基礎的情報を網羅的にまとめたい。

## 第一章 淨尊所伝の「宗ノ大事」と「箱一合」をめぐって

### 問題の所在

いわゆる醍醐寺流密教諸流派（三宝院流・理性院流・金剛王院流・松橋流など）の中でも根本法流として重きをなし、後に多くの支流を生み出すこととなつた三宝院流の事実上の大成者と目される人物が遍智院成賢である。

成賢は自らがまとめあげた三宝院流の正統、そして醍醐寺を管轄する代表的院家の三宝院、自身の住坊たる遍智院、師跡（勝賢所住の坊舎）覚洞院、及び由緒の本尊・法具・舍利・聖教・袈裟・莊園等、醍醐寺に関するあらゆる権益を村上源氏庶流の唐橋大納言

雅親の子息である権大僧都法眼道教に委譲した。

ところが成賢や一門を代表する人々の案に相違して、道教は師の滅後、僅か六年程の内に師の後を追う様にして、三十七歳の若さで早逝した。時に嘉徳二年（一二三六）五月二十六日の事であった。

寛洞院勝賢—遍智院成賢—同院道教の三代にわたって師資相承、正に嫡々相伝したとされる聖教群が存在していた。知る人ぞ知る件の聖教は『臺ノ皮子』とよばれている。道教は自らの入滅を前にして『譲状』を発給して、嫡弟の親快に後事を委ねている。ここでは先ず、その全文を紹介し、それによつて『臺ノ皮子』の概要を把握しておきたい。

### 第一節 『附法狀』一卷（浦和玉藏院藏『道教附法狀』）の内容

- 1 ①右尊法等代々、自鈔等、旨如記文、誠々  
2 秘法多所被注也尤可秘重而大僧都  
3 平生之時以此鈔具被授于先師僧都  
4 實畢先師又重加口決所被授于勝賢  
5 爰勝賢雖三不肖之身偏為思師跡守之  
6 如眼睛然間先年不慮之外本寺乱雜之  
7 刻世間出世之雜物一切雖不能隨身一件  
8 書籍并先師秘記等凡勝覚定海又  
9 嚴覺寬信等自鈔等都皮子四合所知  
10 三百餘卷自然所取持也偏是非大師之冥  
11 助哉所残書籍雖有數千卷全非此類歟
- ①代々自鈔等—「祖師大僧都自鈔也、其」 ②誠々—「誠宗」  
 ③（實運）畢—「實運了」 ④為なし ⑤思—「恩」  
 ⑥之外—「外」 ⑦雜—「離」 ⑧刻—「剋」  
 ⑨皮子四合所知—「皮古三合所納」 ⑩三百—「二百」

勝賢雖無所<sub>レ</sub> 誤依<sub>二</sub>惡黨<sub>一</sub> 結構<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>量外離寺<sub>ス</sub>  
 是又宿運之令<sub>レ</sub>然也敢非<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>愁只喜不<sub>レ</sub>失重  
 寶自餘之事全<sub>レ</sub>不足<sub>ミ</sub>為<sub>二</sub>歎<sub>一</sub>就<sub>レ</sub>中住寺之  
 時依世務<sub>ニ</sub>忿々<sub>ニシテ</sub>不<sub>レ</sub>遑<sub>ニ</sub>修學<sub>ニ</sub>誠非<sub>ニ</sub>本懷<sub>ニ</sub>歎<sub>キ</sub>  
 而涉<sub>ル</sub>年而今逢<sub>ニ</sub>此難<sub>ニ</sub>還可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>善知識<sub>ト</sub>歎<sub>キ</sub>  
 仍自<sub>レ</sub>彼年籠<sub>ニ</sub>居<sub>セシムトハ</sub>于高野<sub>ニ</sub>偏<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>遂<sub>ニ</sub>修學之  
 本意<sub>ヲ</sub>也爰成賢者年來之師弟骨肉之親知<sub>ナリ</sub>  
 勝賢殊依<sub>ニ</sub>隨<sub>ニ</sub>喜<sub>スル</sub>求法志<sub>ヲ</sub>契約已深<sub>シ</sub>就<sub>レ</sub>中秘  
 密之器量末<sub>ニ</sub>難遇人也且為<sub>レ</sub>思<sub>ニ</sub>師跡<sub>ヲ</sub>且為<sub>レ</sub>  
 報<sub>ニ</sub>弘恩<sub>ヲ</sub>此鈔并<sub>ニ</sub>所持之尊法等大略所付  
 授<sub>ニ</sub>也此鈔中灌頂<sub>ノ</sub>大事代々口決悉授<sub>ニ</sub>之畢  
 凡於<sub>ニ</sub>件一事<sub>ニ</sub>者祖師成尊義範勝覺定海  
 等皆<sub>ニ</sub>臨<sub>テ</sub>病床被<sub>ラルトケ</sub>授<sub>ニ</sub>云々實是道之肝心只有<sub>ル</sub>  
 此者歎<sub>ニ</sub>仍祖師之門弟其數雖<sub>レ</sub>多傳<sub>レ</sub>之者只  
 嫡弟一人也餘人全不<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>名字然者偏<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>不斷  
 佛種<sub>ニ</sub>也必以<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>結緣生々常為<sub>ニ</sub>善友知識<sub>ト</sub>  
 弘法永期<sub>ニ</sub>成佛<sub>ヲ</sub>誠知三劫五縣之契勝<sub>ニ</sub>六親  
 九族之儀<sub>ニ</sub>此事皆以<sub>ニ</sub>兩部諸尊八大祖師奉<sub>リ</sub>  
 为<sub>ニ</sub>證明<sub>ト</sub>委細之記請約諾具載<sub>ニ</sub>別紙<sub>ニ</sub>畢

(22)畢——「了」

(21)弘法——「弘此法」

(18)此鈔中——「但此鈔之中」 (19)代々口決悉授之畢——「留之、其故者勝賢  
 依年臘未至入壇之儀、忽有其憚、然者及強仕之齡、必可遂此事也」

(13)成賢者——「心覺阿闍梨者、雖非」  
 (14)求法志契約——「彼遁世求法志、芳約」  
 (15)遇人——「偶之人」 (16)且為恩——「仍且為恩」

(17)所持——「所伝」

31　于時建久七年四月十三日　沙門勝賢記之

(23)建久七年四月十三日—「長寛二年十月八日」

1 ①師資相承之院家庄蘭本尊聖教道具重

2 寶悉<sub>ク</sub>讓<sub>シテ</sub>与道教法眼<sub>ヲ</sub>畢就<sub>レ</sub>中宗<sub>ノ</sub>大事<sub>ニ</sub>又

3 相<sub>ニ</sub>副<sub>ヘ</sub>先師之別記<sub>ヲ</sub>授<sub>ケ</sub>委細<sub>ヲ</sub>口決<sub>ニ</sub>吾願如<sub>レ</sub>此不<sub>レ</sub>可<sub>ル</sub>

4 餘念<sub>ス</sub>者也

5 寛喜三年八月廿一日　前権僧正成賢

1 ②當流<sub>ヲ</sub>大事等授自鈔<sub>ヲ</sub>畢雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>無<sub>キ</sub>其<sub>ノ</sub>恐<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>不

2 斷佛種<sub>ヲ</sub>也於<sub>ニ</sub>真支灌頂<sub>ヲ</sub>者任<sub>ニ</sub>申置之旨<sub>ヲ</sub>可<sub>ル</sub>

3 有<sub>レ</sub>其<sub>ノ</sub>沙汰<sub>ヲ</sub>仍<sub>ニ</sub>通書進<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>委細之口決披<sub>ケ</sub>別記<sub>ヲ</sub>

4 可<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>意<sub>ヲ</sub>之状如件

5 嘉祐二年五月廿四日　道教

6 法眼御房

1 ③親快法眼<sub>ヲ</sub>舍弟<sub>ト</sub>穩便<sub>者</sub>候之間授<sub>ケ</sub>印可<sub>ヲ</sub>

2 世間出世<sub>ノ</sub>事<sub>ヲ</sub>申付候了但不<sub>レ</sub>授<sub>ケ</sub>真支灌頂<sub>ヲ</sub>

3 候必奉隨<sub>ニ</sub>御邊<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>遂<sub>ニ</sub>真支灌頂<sub>ヲ</sub>之由申

4 置候其<sub>ノ</sub>條又如<sub>ク</sub>本意<sub>ヲ</sub>御沙汰候者一世<sub>ノ</sub>本懷<sub>ニ</sub>

5 中納言律師御菌淨尊伝攷(一)(田中)

5 候 ヲヤ 乎仍 テコトサラ 故申候也恐々謹言

嘉祐二年  
五月廿四日

權大僧都 道教

7 謹上 地藏院御房

雖有恐懼付假名了 印融

右の『附法状』一巻は埼玉県浦和の玉藏院所蔵の印融自筆写本で、『道教附法状』の名で知られ、しかも同人の手による仮名などが付されている。その写真版は横浜市歴史博物館編集・発行『特別展 中世よこはまの学僧 印融』一〇六頁に全文が紹介されている（平成九年十月二十五日発行）。また、Ⓐの部分のみの活字本には『大日本史料』第四篇補遺七所収『三宝院流嫡々相承次第』（建久七年六月二十一日の條）・『鎌倉遺文』—補—一八〇の『勝賢附属状案』、及び恭畏の『密宗血脉鈔』下所収『勝賢僧正賜成賢附法状』（『続真言宗全書』第三十九巻三三一～三三三頁）の三本が存在する。前二者は前述の玉藏院本を底本としているが、三本目の来歴は異なっているので紹介しておく。

此記者師主前大僧正、玄御自筆也。此、状應長二年二月十二日校合正文了。此、正文建治年中備観覽了。評定衆等加見了。定濟僧正與故法印御房、親座主相論、之時被備観覽云云、建治五年座主職、雖被宣下尚斷食事。同五月二十六日入滅云云、右記親玄僧正御自筆。房玄法印加筆給畢。臺皮子被納之。上為自然所用寫之畢。亮淳（

（同三三二頁下）

活字本の三点目は、右の奥書によれば親快相伝の正文を写した案文を親玄が転写し、親快・定濟相論時の経緯を書き加えたものに親玄嫡弟とされる房玄が加筆して、例の『臺皮子』に納入したものを亮淳が写得した本であることが分る。亮淳写本を恭畏が借用したもののが『密宗血脉鈔』下所収本である。

さて本稿では、玉藏院蔵印融自筆本の写真版を用い、出来るだけ原本に忠実に翻刻を試みた。行取りや仮名などは原本を再現したが、写真が不鮮明で判読の困難な場合には適宜活字本を参照したが一々断つとはいえない。

また『附法状』本文部分の⑦を仁和寺所蔵『無名鈔』第六巻・勝賢奥書（『鈔第六 元』—御一一八一二、「守覺法親王と仁和寺御流の文献学的研究』論文篇所収・土谷惠著「中世初頭の仁和寺御流と三宝院流—守覺法親王と勝賢、請雨經法をめぐって—」二〇九—二一〇頁に提示された翻刻文）によって校合して異同を示しておいた。「」は『無名鈔』奥書の文である。

上記の注の如く『無名鈔』勝賢奥書と『附法状』には二十三箇所の異同が認められる。この内の幾つかは、当時本書状を発給した勝賢が住していた場所（高野山と醍醐寺）、受者（心覚と成賢）、年次（長寛二年と建久七年）の相違である。むしろ注意すべきと思われることは、『臺ノ皮子』の数が三合から四合に、内容量が二百余巻から三百余巻に増加している点である。更に『臺ノ皮子』所納聖教中、最も重視された抄物こそ『厚双紙』一帖と考えられることである。異同の①に見られる「祖師大僧都自鈔也」が編者の元海を指し示し、⑯と⑰の内容が灌頂執行時の大阿の年臘と「灌頂ノ大事」を予想させることから、『厚双紙』一帖以外に該当する聖教が見当たらないのがその理由である。

勝賢は、醍醐寺が騒擾に揺れ動く最中、元海の『厚双紙』一帖をはじめとする祖師の秘記等二百余巻を皮子三合に納め、それのみを随身して高野山に隠遁した。そこで三井寺から光明山寺を経て高野に参籠していた仏種房（常喜院）心覚と出会い、互いに所伝の法門を授受する等して盛んに交流をもつた。その様子は『別尊雜記』等によって知ることが可能である。そういうた交流の中で、『無名鈔』奥書に見られる様な勝賢から心覚への『臺ノ皮子』の伝授附法がなされたのである。後に心覚入滅の折に『臺ノ皮子』三合は勝賢の手元に返納されたようであり、それを裏付ける如く、今度は自身の入滅に際し、件の『臺ノ皮子』が嫡弟の成賢に委ねられた事は『附法状』によって明らかである。因みに合数はその当時四合に増加し、内容も「三百余巻」と百巻余りも多くなった事は前に指摘したところである。

この『臺ノ皮子』四合二百余巻は、成賢入滅の際に嫡弟の道教へと譲与され、道教滅度の折には同じく嫡弟の親快へと譲られたと

される。

### 第一節 『附法状』末尾の三通の書状と『淨尊大事日記』

(一)において本文を翻刻紹介した『附法状』には、末尾に次の三通の書状が付されている。

- ① 「成賢譲状」一通(寛喜三年〔一一三二〕八月二十一日付道教宛)
- ② 「道教置文」一通(嘉禎二年〔一一三六〕五月二十四日付親快宛)
- ③ 「道教置文」一通(嘉禎二年〔一一三六〕五月二十四日付深賢宛)
- ④ 「淨尊大事日記 地三」一紙

初重二印二明

印彌勒 法無所不至印

二手合掌二風屈甲相

合以二大押之

帰命

次外五古印

五字梵文

第二重一印二明

外五古

外五古

第三重一印一明

梵文 外五古

嘉禎二年五月二十四日於西西寺西南院俄奉傳受灌頂大事機緣之至言語道」断為印可勤行不動法一七箇日今度先師御所勞及「大事」之間淨尊遍智院「候不思寄以外火急御事也仍以汝欲」授灌頂大事先師乍臥令授御後今無思事云予所期心言不及事也（後略）

（『東密諸法流印信類聚』第二卷、八〇～八三頁）

以上の四点の書状等を見ると、①に於いては成賢から道教へ師資相承の院家等の全てが譲られ、その中でも「宗ノ大事」に「先師ノ別記」を副え、詳細な口決が授けられた事が知られる。②は道教から親快に宛てたもので、「当流ノ大事」をはじめとする自鈔が譲られ、しかも具支灌頂の儀はかねて申し伝えていた通りにすべき旨が一通の書状により遺言され、更に詳細な口決については『別記』を披覧して了解すべき旨が語られた置文である。また③であるが、これこそ②で遺言された具支灌頂に就き、道教が兄弟弟子の深賢に依頼して親快に伝授すべき旨をつづった置文であった。

そして④の『淨尊大事日記』一紙であるが、その内容を見る限りにおいて、これは道教が兄弟弟子の淨尊に「灌頂ノ大事」を授けた折の記録であることが知られる。

いざれにせよ、『附法状』に付された④～⑦の二点、及び淨尊の記録⑧を見る限りにおいて、成賢—道教—親快の三代が相承した内容は、『臺ノ皮子』四合所納三百余巻、中ん就く「灌頂ノ大事」が記録された『厚双紙』一帖、更に実運の『別記』一卷が骨子であることが理解出来る。ここで注目すべきは、道教が親快には印可のみを授けて具支灌頂は伝授出来なかつたという事実であり、当然の如く、その時分の親快には醍醐寺流の「灌頂ノ大事」、つまり重位第三重の伝授、及びその大事の秘決が記された『厚双紙』や『別記』等の秘伝書類の披見が許されなかつたであろうという事である。

### 第三節 『道教不共口決 地三』一紙に見える淨尊

前節において、勝賢が類聚した三宝院流における幻の秘篋『臺ノ皮子』納入聖教の中心が三宝院の重書とよばれ最も尊重される『厚双紙』一帖であり、その理由が「灌頂ノ大事」が記載されている事実に求められ、しかもその「大事」は具支灌頂入壇以後に受法出来るといった位置付けにあって、その秘伝は実運の『別記』一巻に尽されている事を、『附法状』本文、及び末尾の三点の書状等で確認してきた。

本項では、滅度に際し道教が淨尊に委ねて親快の具支灌頂以後に伝授する様に依託した「灌頂ノ大事」、及びその流傳の様子を伝える『道教不共口決 地三』一紙（以下、『不共口決』と略す）を紹介し、併せて件の「灌頂ノ大事」の内容について考察してみたい。

先ず『不共口決』の諸本を紹介する。

#### ①底本『道教不共口決 地三』一紙

この本は、地藏院道教方実勝—聖雲—聖尊親王相承常陸下妻觀音寺相承（亮惠・亮宗相承）四十一通に収められるものであり、その転写奥書が今回用いる三点の中でも最も古い。そのため底本とした。奥書は以下の通り。

貞和五年 壬三月十八日書写了

俊盛

応永十二年卯月十五於上西西慈心院賜光臺 院御本佑書写了

俊海

何乎書写了

亨德二年八月十日書写了

俊承

寛正五年極月二十日賜持寶寺御本書寫了

尊賢

明応二年癸丑十月二十一日賜東光寺御本書寫了

弘頤

永正十年癸酉八月二十一日書寫了

弘意

(『印信類聚』第二卷、九〇～九八頁)

②対校本『(無題)』一巻

この本は松橋流俊誉—公紹—俊賀(乃至)智山相承五裏(附口決二裏)に収められるものであり、『松橋流之口決 四巻外ニ一巻古本』五巻一裏の内、第三巻に相当するが無題である。これら五巻一裏の聖教は、長誉(委細不詳)が醍醐寺登山の砌に相承、乃至写得したものである。奥書は以下の通りである。また裏書も上げておく。

貞和五年己丑三月十八日書寫了

俊盛

永和四年八月十一日書寫了

弘鑑

應永廿二年卯月十五日於上西西慈心院賜光臺院御本被書寫了

俊海

永享三年辛亥八月十五日賜法印俊海之御本書寫了

俊弘

以彼御本市主命終後未存命時約束秘定仍送給」愚拙之思出以滿足然間此以道理聊爾不授者也

快賀

文明九年丁酉一月廿七日

抑此大士市主法印快賀俊弘法印御在生之時御約諾之間御」命終以後當住持俊瑜送賜給了愚質不思議之冥加高」野參詣并本寺登山之時此大事奉相承了冥慮之至悲」淚難抑聊不可聊爾物也殊以可報祖市之恩也

金資長譽五十  
六才

文明十九年丁未七月十一日

賜長譽御本書寫了

御病中時不思議ノ冥感ニ依テ相承申了

金資乘徹卅  
三才

裏書ニ曰ク

定照

貞海

俊濟

又云ク

淨尊

竹箇院律僧也本上西西行樹坊中僧也依師命俊成」施入東山寺律僧也

親快法印未灌頂也

成賢僧正道教僧都ニ被仰置義也

〔印信類聚〕第五卷、二二六～二二五頁)

③対校本『清滌権現由緒書写』一巻

この本は高尾山葵王院文書——第一巻——寺歴・住職関係——二一、貞和五年三月十八日文書として収録されたものであるが、冒頭の数行を欠いている。奥書は以下の如し。

貞和五年 壬三月十八日書写之、 俊盛

応永四年八月十一日書写之、 弘鑑

応永廿二年卯月十五日、於上西西慈心院賜光臺院御 本依閑窓書写畢

俊海

永享三年 亥初冬八日

傳授書切了、 俊弘

長禄四年 庚辰九月十六日

傳授書切了、 金資俊祐

文明十三年二月九日

傳授書切了、 金資圓澄

文明十六年十月廿一日

傳授書切了、 麗慶傳

永正十五年卯月

(法政大学多摩図書館地方資料室委員会編・平成元年十月三十一日法政大学発行『高尾山薬王院文書』第一巻二九～三一頁)

右の三点の奥書きを見ると、最初の年記はいずれも貞和五年（一二四九）三月十八日で、写した人物は「俊盛」である。この人物は松橋流の世代に名を記している。一伝をあげれば次の如くである。

⑦ 松橋

大日如来 〔中略〕

松橋本願大僧都

松橋上講御房

無量寿院法印

元海

一海

雅海

全賢

同院僧都

類賢同院法印

竹内法印

無量寿院前大僧正

淨真

真敏

俊譽

公紹

同院法印

慈心院法印

同院法印

俊賀

俊豪

俊盛

俊憲

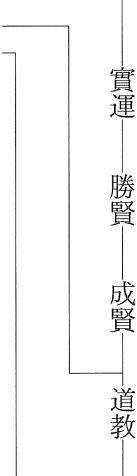
同院律師

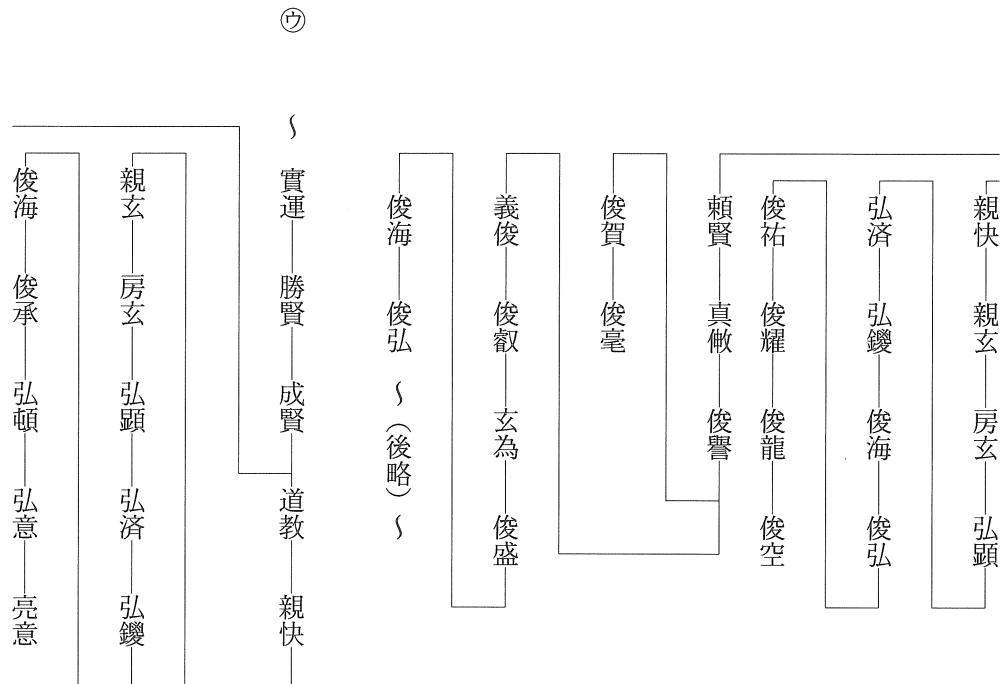
① 弘意 〔後略〕

〔中略〕

① 真雅 〔中略〕

(『印信類聚』第五卷、一〇九一八頁)





(同前、一一四、一一五頁)

頬賢 真敏 俊譽 俊賀 俊毫

義俊 俊叡 玄為 俊盛 俊海

俊承

(『印信類聚』第一巻、一一〇～一二二頁)

第二番目に名前が見られるのが「弘鑓」だが、底本はこの記述が欠落している様である。この人物の口訣を弟子の三輪大智院良英が書き留めたものに『弘鑓口説』(或いは『醍醐鈔』・『醍醐八十箇條』とも)一巻がある。明和八年秀覧房賢龍書写本の奥書には、於上酉酉東坊受師主弘鑓之御口決記之者也

末資 良英

とあり、『続群書類從』第二十七輯上・釈家部六十四所収(六二一～八三頁)活字本(底本は寛文八年八月、水戸八幡宮遍照寺住僧の嘉音祐堯書写本)では、

於上醍醐 東坊弘鑓之御口説記之者也

三輪大智院資良莫

である。これを見ると、弘鑓が地蔵院流由緒の院家の一つである上醍醐の光臺院(東坊)住僧だったことが分る、弘鑓について次の如き興味深い記事が認められるので、訓読文にして紹介しておく。

一、深賢法印は成賢の弟子なり。随分の稽古者なり。道教僧都御早逝の故に、親快に印可計りにて作法の儀これ無し。これに依つて深賢法印に仰せ置かる。親快は深賢法印に御灌頂有り。爾る間、後には地蔵院の内に北之坊を造り、深賢を置き申さる。北之坊の法印とて随分の御崇敬なり。又彼の法印は遍智院の一流の御聖教、悉く以つてこれを書写し、地蔵院に経蔵を立てこれを

安置せらる。これに依つて、地蔵院に東の經藏・西の經藏、並びに両所ありけり。親快・親玄の二代は彼の東西二字の經藏の聖教、地蔵院に在り。親玄の御弟子に覚雄と房玄と両弟なり。覚雄は久我殿の御息御家門なり。嫡流の聖教、同じく院家ともに覚雄に譲り給う。房玄は半身なりと云えども、事の外不便に思し召されける間、深賢法印の一流の聖教と清淨光院とを彼の房玄に譲り給う。其の外、嫡流相承の聖教・本尊等、少々聖教に副えて譲り給う。親玄の御遺言には、世誦をば覺雄、房玄を扶持すべし、出世をば房玄、覺雄を扶持すべし云々。其の後、房玄の弟子に八幡の五智輪院の親惠法印あり、深賢の聖教を親惠法印に譲らる。爾るに親惠云わく、此の聖教は三宝院嫡々相承の重書等、清滌三宝擁護無上の眼肝なり。此れを辺土に召し置く事、權現の神慮其の憚りありとて、彼の聖教をば照阿院の弘顕法印に譲つて、所用の聖教をば上の醍醐の谷之坊を宿所にして、自身書写して五智輪院に安ず。随分可信如法の事共なり云々。其の後照阿院、東坊弘濟法印に譲り、又故法印弘鑪に譲らる。此くの如く伝來の相承明鏡なり。仍つて地蔵院の嫡流の聖教と毛頭の替り無きなり。爾る間、地蔵院と東坊とは今に一体無二なり。親玄の下より聖教両方へ分れり。

覺雄 道快 持円

親玄

房玄 親惠 弘顕 弘濟  
弘鑪

聖教は親惠に傳うと雖も、血脉にはこれを釣らざるなり。又弘鑪法印は道快僧正に初二三悉く以つて御受法有り。此の相承の通りならば、血脉を親玄・覺雄・道快・弘鑪等とも釣るべきなり。

（写本十六條「深賢法印事—附親快・親玄・覺雄・房玄」七～八丁、活字本六六～六七頁）

これによれば、深賢相承の一流聖教が親玄の資である房玄に伝えられ、房玄から八幡ノ五智輪院親惠が相伝するも、親惠はこれを上醍醐照阿院の弘顕に伝え、弘顕は東坊（光台院）の弘濟に付し、弘濟は件の弘鑪に授けたというのである。この弘鑪の時に『不共口決』は地蔵院流房玄方にもたらされた如くである。その年次は②では永和四年（一二七八）八月十一日で、③は応永四年（一二九七）

八月十一日である。

第三には（底本は第二）、いずれの本も「俊海」が書写したとするが、その年次は底本のみ応永十二年（一四〇五）四月十五日で、②③の両本では応永二十二年（一四一五）四月十五日である。「俊海」は松橋流の「俊盛」の資であると同時に、地蔵院流の弘鑑の弟子でもあり、両流の血脉（アリバウ）にその名が見られるが、松橋流では俊誉—義俊相承・俊誉—公紹相承の双方を伝えている。この写本は松橋流の慈心院俊盛から地蔵院流房玄方（照阿院流とも）の光台院弘鑑の手を経、俊盛より松橋流を、弘鑑からは地蔵院流の附法を受けていた俊海が書写したことが知られた。

第四転の書写者は、（底本は第三に「俊禅」を載せる）松橋流俊海の資の持宝寺「俊承」であり、②③の両本は同じく俊海の資の「俊弘」である。これより以後、底本は東光寺尊賢を経て地蔵院流房玄方の一伝である「弘鑑—俊海—俊承—弘頓—弘意」に見られる弘頓・弘意が相い次いで転写している。一方、②③はそれぞれ、②快賀—長誉—乗徹と書き継がれ、③俊祐—円澄—慶伝の様に写されていた。

以上の様に『不共口決』一紙は、地蔵院流房玄方（照阿院流）から同流実勝方（亮惠—亮宗相承）へともたらされた事が知られた。更にその成立自体は、本文中の記述から、一円上人賢爾の口説を廢忘を恐れた秀源が書き記したことが分る。この一紙は賢爾口・秀源記であり、松橋流→房玄方→実勝方へと伝播した秘書の一本である事が知られた。又、前節（二）に掲げた『淨尊大事日記』、及び次節（四）に紹介する『遍智院道一静一篋』の奥書によれば、一円上人賢爾が松橋無量寿院の俊賀僧都に淨尊所伝の「宗ノ大事」とその口決を伝授している事が知られるので、あるいは『道教不共口決地三』一紙自体も賢爾の口説を秀源が記して後、何らかの形で俊賀に伝えられた事も予想できないだろうか。そう仮定してみると、この大事や口決は勧修寺流・西院流・三宝院流の法匠であつた賢爾から醍醐寺の松橋流へともたらされ、松橋流から地蔵院流房玄方、房玄方を所伝法流とする光台院から東寺宝菩提院へと伝えられ、実勝方所伝聖教の「一ヶ大事」となつたという仮説も立てられるのではないだろうか。

以下、底本の本文を上げ、下欄に三本の異同を上げる事とする。

『道教不共口決 地三』一紙

- 1 遍智院僧正成一、御弟子雖多道教ト憲深トノ  
2 二人ハ附法ノ嫡弟也。但於道教大僧都<sup>シテハ</sup>三十七歳ニシテ  
3 入滅之間、法流ノ弘通無<sup>レ</sup>之。最後之時、先師僧正  
4 被<sup>レ</sup>仰置<sup>ヲ</sup>之旨、雖可被未受法之間、大事等一箱付  
5 封<sup>ヲ</sup>シ伝法灌頂之後可<sup>レ</sup>被見<sup>一</sup>、於灌頂者對深  
6 賢法印<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>遂其節<sup>云云</sup>。其子細ハ中納言律師  
7 淨尊可<sup>レ</sup>申置<sup>二</sup>云云。依彼ノ淨尊ハ遍智院ノ部屋  
8 栖<sup>ニテ</sup>、自<sup>レ</sup>元<sup>ト</sup>貧道無縁<sup>ナリ</sup>。依人々非順ノ哀思ケルヲ、西南  
9 院<sup>ヘ</sup>召請シテ被<sup>レ</sup>仰<sup>ニ</sup>云、此勞難<sup>ニ</sup>平愈<sup>シ</sup>。然ハ一向<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>  
10 最後待<sup>一</sup>也。仍先師僧正、予一人ニ被<sup>レ</sup>仰置<sup>ニ</sup>事<sup>アリ</sup>、汝<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>  
11 授。親快伝法之後、必可<sup>レ</sup>授給<sup>一</sup>。同法雖<sup>レ</sup>多、定<sup>テ</sup>披<sup>一</sup>  
12 露アルベシ。汝<sup>ニ</sup>不可漏<sup>云云</sup>。其時淨尊如<sup>レ</sup>夢仰天之  
13 外無<sup>ニ</sup>他事<sup>一</sup>。急<sup>ニ</sup>部屋帰<sup>テ</sup>召<sup>シ</sup>中間法師<sup>一</sup>行水<sup>ヲ</sup>  
14 用意シテ沐浴<sup>ス</sup>。其後西南院ニ参<sup>シテ</sup>此大事ヲ受給<sup>ケリ</sup>。  
15 看病仁モ不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>子細<sup>ニ</sup>云云。其後此箱ヲ預置<sup>テ</sup>親快ノ伝  
16 法ヲ相待<sup>テ</sup>、仍任<sup>ニ</sup>契約<sup>一</sup>深賢ニ伝法シ畢ヌ。仍淨尊ハ受<sup>一</sup>  
17 法ヲ相待<sup>テ</sup>、仍任<sup>ニ</sup>其比報恩院僧正憲深補任<sup>テ</sup>寺務之  
18 間、諸人皆以受法灌頂ニ無隙。親快、淨尊ヲハ指シ置<sup>テ</sup>

- ①僧正—「大僧正」②  
②可被—「可被授」②  
③依—「仍」②  
④依—「仍」②  
⑤最後待—「待最後」②③  
⑥置—「ナシ」  
⑦必—「汝」②

⑧ヌ—「文」②

- 19 報恩院ニ印可ヲ奉レ受<sub>二云云</sub>。其後門弟ノ親尊律師ヲ
- 20 報恩院ヘ被<sub>レ</sub>推挙<sub>一</sub>之法器之人也。不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>隔心<sub>一</sub><sub>二云云</sub>。  
 ⑨推挙之<sub>一</sub>「推挙<sub>二云</sub>」②、之<sub>一</sub>③ナシ、⑩隔心<sub>一</sub>「御隔心」②③
- 21 純尊雖<sub>レ</sub>經<sub>一</sub>歲月<sub>二</sub>受法ノ事不及<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>之間、以<sub>二</sub>書
- 22 純<sub>一</sub>山科<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>越<sub>一</sub>空禪房篋劍<sub>ニ</sub>正賢大僧<sub>也</sub>契約シテ彼大
- 23 事ヲ被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>之。彼ノ上人喜悅、仍一向ニ奉<sub>一</sub>扶持<sub>二云云</sub>。其  
 ⑪契約<sub>一</sub>②ナシ
- 24 後親快大ニ驚テ、淨尊<sub>ヲ</sub>請シテ彼ノ大事ヲハ被<sub>レ</sub>受ケル也。雖然
- 25 空禪上人、彼大事ヲ三禪寺ノ長老慈<sub>一</sub>上人湛昭<sub>ニ</sub>最  
 ⑫昭<sub>一</sub>「胎」②
- 26 後之時被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>之。湛昭ノ弟子如意上人ニ被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>。如意上人、  
 ⑬昭<sub>一</sub>「胎」②③、⑭・⑯如意<sub>一</sub>「如音」②、⑮授<sub>一</sub>「授了」②
- 27 一円上人賢爾<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>。中觀上人、親快法印<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>覓  
 ⑯被授<sub>一</sub>「被授了」②
- 28 洞院<sub>ニ</sub>伝法灌頂<sub>ス</sub>。其記錄在<sub>レ</sub>別。地藏院大僧正  
 ⑰伝法灌頂<sub>一</sub>「遂伝法灌頂畢」②③
- 29 親玄者、親快ノ嫡弟也。雖然不審事等中觀上人ニ  
 ⑲傳法灌頂<sub>一</sub>「遂傳法灌頂畢」②③
- 30 可<sub>ニ</sub>面受<sub>一</sub>之由、親快申置之間、諸尊瑜伽并灌頂  
 ⑳被授<sub>一</sub>「被授了」②③
- 31 事等其沙汰在<sub>レ</sub>之。親玄ハ先師委細ニ面<sub>ニ</sub>受<sub>一</sub>之彼  
 ㉑被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>「彼」②
- 32 上人ニ可<sub>ニ</sub>沙汰<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰置<sub>一</sub>上者空存知歟<sub>之由</sub>ヲ  
 ㉒被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>「被<sub>レ</sub>授了」②③
- 33 思<sub>テ</sub>彼大事ヲ被<sub>レ</sub>申出<sub>一</sub>之處<sub>ニ</sub>、上人大ニ驚テ云。嫡弟ト  
 ㉓被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>「麗」
- 34 存<sub>テ</sub>被<sub>レ</sub>申置<sub>一</sub>。然者、予ニ授<sub>一</sub>給<sub>ト</sub>申之間、親玄辭退難  
 ㉔被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>「被<sub>レ</sub>授了」②③
- 35 ト遁シテ、上人ニ被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>。其後親玄帰リ、其夜上人夢想アリ。如法ノ美  
 ㉕被<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>「被<sub>レ</sub>授了」②③、㉖帰<sub>リ</sub>「帰了」
- 36 廉女人來<sub>テ</sub>中門ニ立<sub>テ</sub>可<sub>ニ</sub>申事アリト被<sub>レ</sub>仰ケル間、誰人何  
 所ヨリ來給哉、尋申サレケレハ、只入<sub>ニ</sub>見參<sub>ニ</sub>可<sub>ニ</sub>申ト返答アリ。

38 上人出合給。女人ヤカテ上人ノ衣ノ袖ニ被付給ケルヲ、上人申ク、  
 39 女人律僧ニ手ヲカクル事アルマシキ事也ト被申ケレバ、微笑  
 40 シテ苦シミアルマシ、聊可申事アリトテ、彼ノ大事ハ我カ法示  
 41 在之、一定披露アリナン。其驗滅モ失ナン。然者我神威モ  
 42 又以テ不可レ有、如何カセント被レ仰ケル間、上人仰天シテ清  
 43 澪ノ御影向アリト被存ケル間、畏テ此条御心安被思  
 44 食候。都以不可ニ披露、我ノ胸内ニ可レ留ト被申ケル時、  
 45 ヨニウレシゲニ被思召タル御氣色、指レ東飛上給間、  
 46 上人ハ此大事ヲ伝フルノミナラス清瀧権現之影向ニ  
 47 奉值ヌル事、今生思出、多生曠劫ノ擁護其馮ニア  
 リト落涙シテ悦給ケル。仍一円上人、此事ヲ御物語ニ聞テ、  
 48 以ニ起請不可レ有ニ披露、懇望八箇年之間、連日雖レ被  
 49 レ申イカニモ不可叶、清瀧ニ約束申ス上ハ不可思寄之  
 50 由被レ申ケリ。一円上人、又彼淨尊ノ流ヲ相承シテ已後、中  
 51 観上人被語申ケル時、上人不可説々々々、誠志通スル  
 52 故也。然者難遁トテ被授時奉落涙及數慰之由、  
 53 親ク対シテ委一源、一円上人御物語アリキ。仍又委一  
 54 連日ニ雖申聊無承引。或時申伝。抑受法ノ事  
 55 無御隔心承、又自是申入畢。然此大事御惱惜

(24)被—「取」②③

(25)僧—「師」②③

(26)示—「樂」②③

(27)神威—「威神」②

(28)之—「ノ」②③

(29)八箇—「八十」②

(30)寄—「實」②

(31)・(32)委—「秀」②③

(33)雖申—「雖上申」②③

(34)申—「云申」、(35)惱—「無惱」②、「無悟」③

- 57 相互契約、參悉歎入ル。所詮不可漏之条云々。
- 58 問前仰之由申処、誠ニ道理難遁。然者七箇日計
- 59 加行シテ可來被仰。仍一期大事在之。翌日ヨリ愛染
- 60 王法三時勤行七日終テ日中ニ結願シテ八坂御房へ参
- 61 上ス。御布施如形用意之用途五結白布十段、
- 62 檀紙十束持参ス。印可ノ作法ニテアルヘキヤラント存之
- 63 處、此事必ス印可無之トテ奉受。如形布施
- 64 用意之間、進置。印信等、印明ハ在別紙。此御
- 65 物語ハ癪忘無怠之間、如形記之、静ニ青書可
- 66 箱底而已委一源。

④〇事—「大事」②、④①受—「受了」②③、④②布—「御布」②③

④③置—「置了」②③、④④御—②ナシ

④⑤癪—「恐癪」②③、④⑥青—「清」②、④⑦可—「可納」②③

④⑧委—「秀」②③

③⑥悉—「差」②③

③⑦問—「同」②③、③⑧誠—②③ナシ、③⑨箇—③ナシ

以上によれば二本の内、対校本の②と③はほぼ同様の内容であり、底本の内容には対校本に比して誤字脱字が多く認められた。特に一円上人賢爾の口説を記した「秀源」の名を取違えている点はその例である。一方、二本の対校本の方でも、篋剣の付弟である「湛照」を「湛胎」、「如意上人」を「如意上人」としている点は誤字である。

さて『不共大事』の内容であるが、取り分け注目すべきと思われるものが以下の部分である。

但し道教大僧都に於ては三十七歳にして入滅の間、法流の弘通これ無し。最後の時、「先師僧正仰せ置かるの旨、(授け)らるべしと雖も、未受法の間、大事等一箱に封を付し、伝法灌頂の後被見すべし、灌頂に於ては深賢法印に対して其の節を遂ぐべし云々。其の子細は中納言ノ律師淨尊に申し置くべし云々。」

(仍ち)彼の淨尊は遍智院の部屋柄にて、元より貧道無縁なり。仍ち人々非順哀れに思ひけるを、西南院へ召請して仰せられ

て云わく、「此の勞、平愈し難し。然らば一向に最後を待つべき也。」

仍ち先師僧正、予一人に仰せ置かる事あり、「汝に授くべし、親快伝法の後、必ず受け給うべし。同法多しと雖も、定めて披露あるべし。汝は漏らすべからず云々。」

其の時、淨尊、夢の如く、仰天の外他事無し。急に部屋に帰りて、中間法師を召して行水を用意して沐浴す。其の後、西南院に参じて此の大事を受け給いけり。看病仁も子細を知らず云々。

其の後、此の箱を預り置いて親快の伝法を相い待つ。仍ち契約に任せて深賢に伝法し畢んぬ。仍ち淨尊は受法を相い待つの処、其の比、報恩院僧正憲深補任して寺務の間、諸人皆以つて受法灌頂に隙無し。親快、淨尊をば指し置いて報恩院に印可を受け奉る云々。其の後、門弟の親尊律師を報恩院へ推挙せられて（云う）、法器の人也、（御）隔心有るべからず云々。

淨尊、歳月を経と雖も、受法の事沙汰に及ばざるの間、書籍を以つて山科へ越され、空禪房篋劍（実賢大僧正の弟子也）に契約して、彼の大事を授けらる。彼の上人喜悦して、仍ち一向に扶持し奉る云々。

其の後、親快大いに驚いて、淨尊を請じて彼の大事をば受られける也。」

（以上、校訂本の訓読文）

これによれば、道教は自身の入滅に際し、兄弟弟子の深賢と淨尊に特別の依頼をしている。それは嫡弟の親快に関する事で、深賢には伝法灌頂（具支灌頂）の伝授を、淨尊には大事等を納入した箱一合を親快の伝法灌頂受法以後に授ける旨の依頼であった。

前節（二）（三）で既に見て來たが、ここで淨尊に委ねられた大事とは「灌頂ノ大事」のことである。但し箱一合に納められたといふ表現から、單に灌頂重位第三重にとどまらず、何らかの聖教の存在が予想される。恐らくその聖教とは、『厚双紙』一帖、及び重位に関する秘書、すなわち実運の『別記』などではなかつたかと思われる。そこで、次節では淨尊に関連付けられる「灌頂ノ大事」の類を紹介し、併せてその特色を確認しておきたい。

#### 第四節　淨尊に関連付けられる「灌頂ノ大事」

①『淨尊大事日記 地三』一紙（本文は（一）参照）

初重二印二明 〽（中略）〽

第二重一印二明 〽（中略）〽

第三重一印一明 〽

（奥書き）〽（中略）〽右印明秘決等者、是故淨尊律師之相傳也。然先一年於慶久院、中觀上人相傳并重福昌寺自鏡上人令領置之印明、更無相違。今以此口決所奉清照上人也。努力不及外見。謹以可納心肝者也。

延慶三年六月一日 賢爾在判

賢爾在判

此書者授故清照上人之處、予先立入滅刻返納了。以今此書宗大事所奉俊賀僧都御房也。

正中三年正月十四日 賢爾在判

〔印信類聚〕第一卷、八一～八三頁

②「五、醍醐印信」（俊然集『四卷鈔』餘所収 本文は第二章参照）

秘密灌頂印明

初重二印二明 〽（中略）〽

（朱五股）第二重一印二明 〽（中略）〽

（朱五股）第三重一印一明 〽（中略）〽

右所授大法師湛照如件

（二七五）建治元年五月十四日 大法師篋劍

（二三〇）延慶三年九月十一日

權少僧都榮海 仁奉授畢 大法師賢爾

血脉如<sup>レ</sup>例

三寶院大事自<sub>二</sub>凌南房律師<sub>一</sub>至<sub>二</sub>故淨圓上人<sub>一</sub>相承傳來。更以無依違。即彼印信書狀等相<sub>二</sub>真之<sub>一</sub>。悉奉<sup>レ</sup>授<sub>二</sub>少僧都御房<sub>一</sub>畢  
延慶三年九月十一日 賢爾

成賢—道教—靜尊<sub>朱陵</sub>—篋劍<sub>朱空</sub>—湛照<sub>朱三聖寺</sub>—我<sub>音房</sub><sup>④</sup>—白鏡<sub>朱淨</sub>—賢爾—榮海  
(一三四七)  
貞和三年八月五日授<sub>二</sub>俊然律師<sub>一</sub>了 榮海

（後略）

③『遍智院 道一靜篋地 三』一紙

最極秘伝法灌頂印信

初重

金率都婆印 普賢一字明

歸命

胎外五古印

天國不老無

第二重

金同印

天國不老無

胎同印

（『真言宗全書』三十一・三六五頁）

貞貞貞

第三重

金胎同印

貞貞貞

法界躰性法身躰

（中略）

當躰即是三密行

已上相承口傳私記

元亨二年五月十六日俊賀僧都

御房仁奉口傳相承了

賢爾在判

④『佐々目口状』（折紙）

（表題）「佐々目口状」

三宝院大事  
他門傳分事 汀

御室御傳受分

（『印信類聚』第二卷、九八〇—一〇一頁）

一勝賢僧正奉授北院御室、

五大明ナリ、一字無點、

範俊僧正<sub>印門</sub>奉授高野御室

□也、相稱不披露也、

一道教信快幼少故、地藏院  
（深賢）  
深嚴□ウツシオク、親嚴授  
（深賢）  
信快大事明ヲ書、（親快）印信云々書、（親快）以此印  
信極樂房ニ重受ス、其五大明  
也、一無點。

一道教授道尊（中納言律師）  
律師二字也、

淨尊授空禪房、即五字明也、

秘五大歟、

（中略）

（已上）サ、目、法印説也、

又同人云、理性院ハ我承之、

始終唯問三宝院也ト云々、

（『金澤文庫古文書』第八輯仏事篇（上）、六一七五文書（一八〇七）、三〇六～三〇七頁）

⑤『諸流灌頂秘藏鈔』一、成賢流内道教方（第二章第一節⑥を参照のこと）

「伝法許可灌頂印信」・「伝法灌頂印信」・「血脉」、「第二重」、「第三重」

淨尊が道教から託された「灌頂ノ大事」に関する聖教には以上の五点が認められる。その内、①②③⑤はいずれも賢爾ゆかりのものである。②の『醍醐印信』によれば、それらの印信・書状等は、淨尊から篋劍—湛照—如音—自鏡へと代々伝えられたものであり、自鏡から賢爾、賢爾から栄海に伝授された事が分る。これを信じる限りにおいて、賢爾の作成という疑問は成立しない事になる。但

し現在伝えられる淨尊関連の聖教の大半、及び現在確認出来る淨尊方の相承のほぼ全てについて八坂の一円上人賢爾の名が認められるため、未だ賢爾が作成したという疑念は払拭し難いものがある。

ところが④の「佐々目口状」には、この「灌頂ノ大事」が道教—淨尊—空禪（篋劍）と伝授されたもので、佐々目の頼助が自らの所伝をある人物に語った折の聞き書きである旨が語られている。実は頼助は篋劍の付法を受けた一人であった事が『相承血脉』（本文は第二章第一節の①の⑤を参照されたい）に記されており、加えて次に紹介する「譲状」により、それが事実であった事が裏付けられるものと考える。つまり道教—淨尊の伝承自体は、八坂の賢爾による創作ではなかった事が証明できたのではないだろうか。以下に篋劍に関わる文書二通を上げておく。

⑥『篋劍聖教等譲状案』（山城醍醐寺文書）

〔〔端裏書〕〕譲与佐々目僧正状案「一」

〔 〕持聖教并房舍・屋敷・所領等事

合

□

聖教事

↗ ↗ ↗

自由依繁略之、

一 房舍事 号平直房、

壹宇 本佛 護摩堂一字

僧房一字 雜舍一字

侍者部屋一字 庫藏一字

一 屋敷 并 山地等 委在本文書、

一 小所領一所 在大和國（山邊郡）長屋庄、條里坪付在本證文等、定友名田畠壹町參段、負田內法林房壹町者、本惠房一期間 司令知行者也、可付本庄也。

右、件聖教以下、依有存旨、永讓進佐々目僧都御房畢、向後更不可有相違也、但本領主尼覺惠忌日六月八日 「以下紙背文書ノ行間書 同仁母儀忌日同月廿九日・同仁妹尼禪心忌日等、毎年可有沙汰也、本主深有申置旨、必可有御計也、次第相繼御相傳人、同可令存地之趣、仰之狀如件、

文永九年正月 日 佛子筐劍 在判

⑦ 『写口決聞書』写 一帙五卷五冊（智山書庫目録一ゆ一三八三頁）

（奥書） 宝治二年戊申十二月下旬比、以醍醐僧正御本書写了、 金剛佛子筐劍

四十

⑧ 『雨言雜秘記』一卷（本文省略）

（奥書） 此祈雨抄者。先師僧正勝賢依仁和寺宮仰所集秘本也。門弟之中書寫之人無之云々。尤可秘藏也。

東寺沙門成賢

建長二年八月十五日書寫畢。

東寺末葉篋鉄 四十三

寫本云（二二五〇）  
建長七年乙卯三月十五日策兔馬參山科奉謁上人拜領斯法。授賜之時。慇懃仰云。斯記者。一宗之骨目。一門之髓腦也。相承之人惟少。正統之家纔留。返返可秘。細々莫見。抑歸本房書者。同法之推知猶可怖。自流之漏聞頗爲痛。必行先考之舊里。須寫先賢之秘書。列三寶院血脉之嫡弟一人之外更不可許見。書寫之披露以能々可隱密。雖若仰雖師命首尾他見之條者不可思寄。不趣其請之外者自身殆莫再見。一染筆端永隱箱底。雖爲我文不任我意。譬如龍王之乍持寶珠不任龍意云々。凡有甚深之契約及再三誓言畢。仍同十六日夜乘月取桂爲松於舊里翌日自旦及晚假三晝筆松胤秘書 珍國賢 終一卷功了。剩類貧女之懇志。勵貧僧之微力。求一燈令一校。

于時漏剋漸闡曉鐘幽響雨音頻聞。境節增祝指圖馳筆畫圖頗荒爲終不日功如忘後代醜而已。

求法假名比丘嚴果 三十四

(一三五) 正和四年三月十七日於武州北河口虛空藏書寫了

儀海

(一三五) 觀應二年五月廿八日於同國高幡不動堂虛空藏院閑所書寫了

金剛資有惠

以覺禪抄請雨法校合畢

(『続群書類從』第二十五輯下・釈家部(十一)、二七九～二八〇頁)

右の三点によつて、文永九年篋劍が頼助に所伝の聖教や房舍を譲与し、宝治二年四十歳の頃、醍醐僧正御本の『ユギソタラン口決聞書』を写し、また建長二年四十三歳の時には三宝院流所伝の『請雨經法』をめぐる勝賢編の秘書『雨言雜秘記』一巻を写得し、同七年に嚴果の懇願を容認してその転写を許可した事が確認された。

つまり慈一上人湛照以後、八坂の賢爾に至る相承以外に、佐々目の頼助の相承が存在していたのであり、これによつて淨尊方の成立は、少なくとも淨尊嫡弟の篋劍にまで遡及することが指摘出来よう。

因みに、頼助が仁和寺法助・安祥寺良瑜・佐々目遺身院守海、そして山科の空禅房篋劍などから相承した広沢・小野・醍醐の諸流の聖教・尊法・大事は、御正流みしょうりゅうの名の下に一括された模様であり、以後上乗院宮益助・上乗院益性から金沢称名寺第二世剣阿へと伝授相承されている。あるいは⑥『佐々目口状』の筆者は、頼助の口決を書き記したというところから、益助本人、または剣阿にいたる人々の中の誰かではなかつたか。また⑧の『雨言』であるが、これは篋劍写得本を嚴果が転写し、嚴果写本を高幡不動堂の虚空藏院儀海が写得し、儀海本を後に大須宝生院能信の兄弟子である宥惠が転写した本なる事が分る。

さて、上述の内容を一言で云えば、道教から淨尊に付授された内容は、「印明と秘決等」であり、それは「宗ノ大事」（以上は①『淨尊大事日記』）、「三宝院ノ大事」（②「醍醐印信」・③「佐々目口状」）と称されていた事が分った。これが筆者の云う「灌頂ノ大事」である。

次節では、史上初めて件の「灌頂ノ大事」（「宗ノ大事」）を明文化した元海記『厚双紙』一帖に就き諸説を紹介したい。

### 第五節 三宝院の重書・元海の『厚双紙』一帖とは

ここでは頼瑜が憲深より伝えた説、松橋流や意教流の所伝が認められる『口伝抄』の所説、そして東寺の相覚の『血脉鈔』の説を訓読文で紹介し、『厚双紙』の特色を確認しておきたい。

#### ④『真俗雜記問答鈔』第九（『真言宗全書』第三十七巻、一七〇頁）

##### 百三。三宝院厚草子の事

問う、何ん。 答う、此の抄は松橋の元海大僧都、三宝院大僧正御房の御口決を記するなり。

一巻の袋草子、記するに随つてとじ具して、紙のたけ具ならざる也。此の草本を勝俱胝院明海の大僧都、これを相承す。爾るに平治の逆乱の時は、信西入道の事に依つて覚洞院僧正、配所に趣くの時、明海僧都、厚草子と玄秘抄とを錦の袋に入れ付属せらる。勝賢僧正御房、彼を御頭に掛け奉り、配所に至り給い畢んぬ。

其の後、程無く帰り給うて後、更に彼の厚草子の諸尊次第等を乱脱せらるを書きなおして再治し給えり。両本これ有り。

覚洞院付法の御弟子二人、実繼と成賢となり。根本の草本をば実繼に授け、再治の本をば成賢に与え給いき。

成賢の弟子一人、道教と憲深となり。彼の再治の本をば道教相承して親快に授け、実繼の本をば不慮に相伝して報恩院僧正御房相承し給えり。報恩院の御弟子一人、定濟僧正と実深僧正となり。彼の草本をば蓮藏院僧正へ授与し給えり。

親快法印の弟子二人、親玄法眼と実勝法印となり。再治の本は親快、親玄法眼にこれを相承せり。

(い)『厚双紙口伝抄』一巻(享保九年十一月十七日、京城因幡堂執行薬王院峻興写得本)

(厚双紙) 口伝抄 建武五年(戊午)<sup>(一一一八)</sup>二月二十四日これを始む。

#### 今の書の由来の事

口に云う、三宝院の勝覚権僧正弟子に定海、定海の弟子に元海あり。元海の時、始めて此の書を造る也。

凡そ元海以前は宗ノ大事をば皆暗に伝来する也。末世記すことは是くの如く歟。無力の事也。即ち高野の後僧正真然の口傳を承つて記し給う大事也。

凡そ此の書に二本有り、清書と草安の両本なり。

草安の本は元海の御自筆なり。即ち松橋一海僧正に譲り奉る。一海悦び申して云わく、七珍万宝も無用也、人界の生の思い出は只此の事なり。神の如くこれを崇めて松橋の経蔵に籠め、清書の本は侍法師に鏡淵(きょうえん)と云う者、能書の故にこれを書して三宝院の経蔵に藏む。現流布今之本是れ也。

問う、両本の正不は如何ん。答う、松橋方には草安の本、是れ正也と云えり。尤も謂れ有る歟。三宝院方には清書の本、是れ正也と云えり。何れもその謂れ有る也。大途は同じ、少し替り有る也。松橋方には草安の本をばこれを秘して出さずして、清書の本を以つて伝授せしむる也。亦、清書の本に両本有り、再治の本と未再治の本、是れ也。未再治の本は今之本也。此の本には鈴杵の義を一番にこれを出し、再治の本は五宝の事を一番にこれを出す。御流(守覚の流也)の三宝院方にこれを用う。

問う、再治の本といつぱ何れの再治なるや。答う、覚洞院勝賢僧正、高野真覚阿闍梨と共に評定して書し給う本也。此の本をば勝賢、守覚法親王に授け給う也。

故に此の書には都合三本有る也。清書に二本と草安に一本と也。草安の本をば付法の外は拝見無き事也云々。

#### 今の書の名字の事

口に云う、賀茂の流には醍醐抄と名く。酉酉の口伝抄と云う意也。

御流の方には守覺、無名抄と名く。秘して無名の故に、此くの如く云う也。三宝院方には厚双紙と名く。此れは由無く厚き故の名也云々。

#### 神擁護の事

口に云う、清滝権現の託宣に云う、此の書在る処をば、我必ず影向してこれを擁護すと云々。是の故に尤も恭敬崇敬して威儀を為して、不淨處に置くべからざる者也云々。（後略）

⑤『小野血脉鈔』（嘉慶元年（一二八七）・相覚撰）

（中略）

#### 重書の事

一、再治の正本の事（慶延清書、大和とじ。広草子也。表紙黒色綾なり云々）

或る説に云う（金剛王院方の説歟）、覚洞院僧正勝賢、高野參籠の刻、彼の重書隨身の処、乗海法印申し立て、勅使これを責め返し、三宝院に安置するの処、三宝院炎上の刻、焼失せしめ畢んぬ云々。

此の説然らず。彼の清書の正本に於いては、遍智院僧正成賢相伝の間、光宝法印書写の為にこれを申し出、返納すること能わずして離寺に及ぶの間、光賢僧都を以つて使節と為して返納すべきの由、責め仰せらるるの処、先ず光宝答え申して云う、何の浦に栖むと雖も、此の抄に於いては離すべからず、身は勧修寺を捨て醍醐に参るの思い出、只此の重書の芳（宥）免に在り云々。此の返答の趣を以つて光宝、遍智院に申し入るるの刻、地藏院法印深賢、其の席に陪して親り彼の旨趣を聞く云々。深賢自筆の記に明白也。遍智院僧正の相承明鏡也。

#### 相伝の次第

勝賢僧正—成賢僧正—光宝法印—定兼法印—良基僧正—能海法印

光宝、彼の正本を以つて持して閑東に下る。而して光宝、閑東に於いて他界の刻、松殿の僧正良基に譲与せんと欲する処、与奪すべきの由、定兼法印に申し置く云々。定兼、光宝の遺命に任せて、良基受法灌頂の後、これを渡す。)

一、寿海相伝本の事（山本の本と号す。三半紙、唐とじ云々。或るいは云う、三半紙ちつしたる草子也云々）此の本、未再治の草本なり云々。端に目六これ有り。奥書、定海印之、此の詞これ無し云々。元海の自筆なり。但し他筆相い交う云々。

#### 相伝の次第

乗海法印—実海—寿海—勝尊—覚済（正本）—順教上人—実助僧正  
寛寛（写本）—廻心上人—賢親僧都

（中略）

一、報恩院相伝の本の事（未再治の正本なり。元海自筆の極草本なり云々。三半紙、唐とじ草子也）

#### 相伝の次第

勝賢—実継—良海—憲深—実深—覚雅—憲淳—道順

実継の聖教相伝の処、良海早世の刻、憲深若年の間、受法灌頂に及ばず。良海の乳母、彼の聖教等を取り持ち憲深に渡す云々。  
（中略）

一、松橋の本の事（未再治の正本なり。元海の自筆云々）

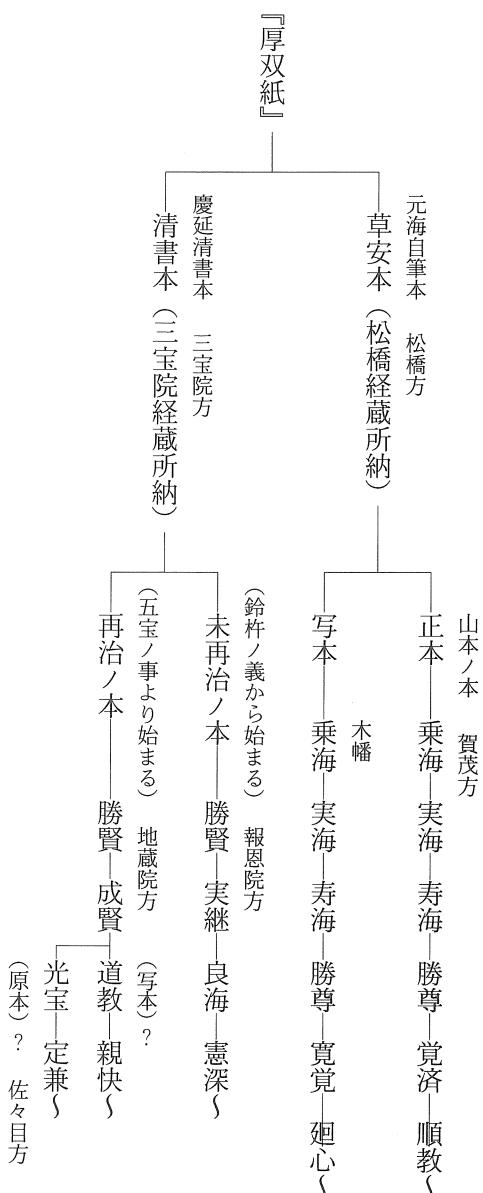
此の本は極草本也。後宇多院、叢覧有るべきの由仰せ出さると雖も、極草本の体、上覽に備え難きの間、公紹僧正斟酌せしめ、終に叢覧に及ばず云々。  
（中略）

一、寿海相伝の奥書に云う、

此の抄を厚双紙と号す。大僧都自筆の草本は松橋の坊にこれを置き、一海已講にこれを伝う。慶延法師の清書を以つて三宝院の

経蔵に置く也。又、勝俱胝院僧都の御抄四帖を玄秘抄と号す。是れ又同院の経蔵に納む。而るに勝賢、座主職を停廢せらるるの刻、隨身して高野山に逃籠し畢んぬ。而して先師法印、座主に補するの刻、宣旨を申して責め取る。本の如く経蔵に納む。門人、厚双紙と云う。」（後略）

以上の三説を見ると、この書には「宗ノ大事」（⑩『口伝抄』）が書き記されている点が一大特色であり、草本と清書本の二系統が伝えられていて、しかも『厚双紙』（三宝院）・『無名抄』（御室）・『醍醐抄』（賀茂流）といった名称を持ち、三宝院・無量寿院・報恩院・地藏院・佐々目遺身院・賀茂・木幡等に、それぞれ由緒ある写本が相伝されていた事が知られる。これを図示すると次の如くである。また各本それに原本と写本が存在し、各流派間でこれをめぐる異説が生じたのである。



そして件の「宗ノ大事」（灌頂ノ大事）は次の如くである。

印可、先ず常の様

金剛界 率都婆の印（或いは智拳印） 真言、普賢一字の心

帰命 まきやう

胎 藏 内五胡の印

（已上、禅定法皇の御伝なり云々）

石山内供の秘伝に云う、印は金胎同じく率都婆これを用う。

金の真言 すもふ

胎の真言 だいのまごん

師伝に云う、体不変の故に印は一也。説替る故に真言兩種也云々。

口に云う、内供は浅深両説共にこれを知り、人に随つてこれを授く。彼の法皇の流には此の秘説を知らず。而して小野の流は此の両説共にこれを知り、写瓶の人に共にこれを授く。

蘇悉地灌頂は他家にこれを用うる事也。自家は規模と為さず。但し広く知らんが為には、別してこれを授く。件の印言は金剛界の三昧耶会の拳菩薩の印言是れ也云々。

口に云う、慈氏（率都婆）の印、二手虚心合掌、二頭指を屈して端を相い柱え、二大指の上に置き、二大指の間少しこれを開く。是れ塔の戸を開く義也 （中略）

大日劍印は聖觀音の軌に出づ。劍印と慈氏（率都婆）の印と同體異名歟。

天承元年四月十日（庚辰）、灌頂を僧都御房（大僧正也）に受け奉る。金は阿闍、胎は阿弥陀（これを打ち奉る）。印可の作法は大底前の如し。但し深秘の事有り、後にこれを授くべし云々。

永治元年十一月二十七日、大僧正御所労の間、宗ノ秘事等これを問い合わせるに、告げて云う、兩部同印言也。即ち印は婆（率都婆）、言はアダマニハ（阿鑑覽憾欠）。是れ最極の秘事也。故權僧正、最後にこれを授く云々。」（後略）

（大正七十八・二八四頁）

右の内容こそ「宗ノ大事」「灌頂ノ大事」と称されて、醍醐寺流密教の正統の秘説、最極深秘として崇敬されてきたところである。この秘事が明記されたが故に、『厚双紙』一帖は別名を「三宝院ノ重書」とも呼ばれ、醍醐寺流最高の聖教とされたのであった。

次節ではこの「宗ノ大事」の秘伝を解き明かす秘書中の一本、実運の『別記』をめぐり検討を加え、淨尊所伝の「灌頂ノ大事」との関連を確認する事にしたい。

#### （六）実運記『別記』一巻と淨尊方「灌頂ノ大事」

前節までに道教が淨尊に伝授し、伝法灌頂入壇以後に親快へ授けるべき旨を委ねた件の「宗ノ大事」、及び「一合ノ箱」所納内容に就き、「付法状」・『道教不共大事』・『淨尊大事日記』などの所説を検討してきた。

その結果、勝賢—成賢—道教—親快へと嫡々相承されてきた聖教こそ「三宝院ノ重書」と『厚双紙』一帖であった事が確認出来た。しかし『厚双紙』は醍醐寺流密教の最極深秘の秘印明である重位第三重が記されていることから、具支灌頂入壇以後、第三重の重位印可を受法してからでないとその披見が許されない恒規が厳重に守られた、秘伝の聖教であった。故に淨尊が道教より託されたことは、第三重の印可であつたと云えよう。また一合の箱所納の聖教とは『厚双紙』及び重位の秘決が認められた『別記』であつたと推定されるのである。

そこで、ここでは『別記』の本文を訓読文で紹介し、淨尊の所伝の「灌頂ノ大事」との関係について考えてみたい。

## 『当流嫡々三重相承秘口決』（別記）一卷

当流嫡々三重相承秘口決

## 初重二印二明

金剛界 率都婆印、真言普賢一字心帰命

胎藏界 外五脛印、真言大日不空觀

## 第二重一印二明

金胎同じく率都婆の印これを用う。

金真言

胎真言

口伝に云う、体は不變の故に印は一也。説は替る故に真言兩種也。

## 第三重一印一明

印

真言

顕す也。

第二重は、此の両部の理智冥合して更に二法の見を発さず。是れ不二蘇悉地の極位也。

第三重は全く両部の不二・理智の冥合をも見ず。諸法の当体は本来造作の法に非ず、十界の依正・本来遮那の己体也。思量分別の及ぶ所に非ず。故に一切衆生は本有の薩埵也。此の位は即ち大不二の位也。

是くの如く心得れば、最初各別の両部の大日、第三重の不二法性の大日に還つて唯一の金剛薩埵也。金剛薩埵は真言行者の当体、即ち一切衆生也。

故に当流には六重の不二を立つる也。其の六重といつぱ、従果向因に三重の不二有り、従因至果に三重の不二有り、これを合して六重と名く。但し六重の浅深有りと雖も、全く別意に非ず。行者無相菩提心を開発する次位也。

### 一、従果向因三重の不二といつぱ、

法性不二の大日、一切衆生に遍じて本有の普賢、更に手を懸けざる位也（初重不二）。此の本有の普賢、自然覚を成じて両部の大法を説く。此の両部の大日、共に不二の仏也。胎藏大日は蓮月に住して不二を顯し、金剛界大日は月蓮に住して不二を顯す（第二重）。此の両部の大日、理智冥合して一の金剛薩埵を成じて、密教を流伝せしめ衆生を利益す。此の金剛薩埵、即ち不二の上の大不二也（第三重）此れは深より浅に向かう不二の様也。

### 一、従因至果三重の不二といつぱ、

初心の行者、金剛薩埵の身なるが故に（初重の不二也）、両部の妙行を修して遮那の覚体を証せしむ（第一重の不二也）。十界の依正・一身の具徳を覺悟して取捨の見無し（第三重の不二也）。此の位は最初の金剛薩埵に還える也。

故に初後不二なれば行者即本尊、本尊即行者也。所詮當流の至極は、一念為りと雖も生仏の見を発さざるを規模と為る也。一念為りと雖も生仏の見を発さざるが故にといつぱ、衆生は本有の衆生なるが故に、本来本覺莊嚴の床に住す。仏は即ち本有の仏なるが故に中台に鎮居す。故に八葉の性仏、六道の迷倫と全く差別なし。本来平等也。故に祖師義範僧都は、九界の妄染は本有の菩提を離れず云々。

最秘決は第三重秘密の明を以つてこれを顯すべし。是すアマガハ、是くの如し。字輪觀の様に、自心の八葉にこれを觀ずべき也。

（中略）

### 一、三部率都婆分別の事

仏部の率都婆の印といつぱ（塔印）、止觀未開の蓮花也。

蓮花部の率都婆の印といつぱ（同じ塔印也。但し正觀音の軌に二大指劍形、これを以つて異と為す。大悲の智、これを思うべ

1

金剛部の率都婆の印といつぱ（瑜祇經の如し。外縛五古の印也。五部の塔印と名くる也）

仏部の塔印といつぱ三部總撰の秘印也。二頭指二大の上に並べて置く。更に異様無し。

金剛部といつぱ五智円満の儀也。故に五部秘密の灌頂にこれを用う。仏部の秘印を秘せんが為なり。嫡弟に非ずんばこれを授けず。これを以つて相承の大事と混ずべからず。穴賢々々。

（中略）

永暦元年二月十三日これを記す。  
沙門実運

今此の口決は当流の深秘也。我が道の脳肝也。嫡弟に非ずんば更にこれを開き見るべからず。爰に愚昧微質を以つて、忝くも付法の仁に当たる。後代の為と雖も、輒くこれを授くべからず。

時に建久七年六月十八日

沙門勝賢

此の口決、先師僧正秘密之至極、一期の間口外せられず、附法の仁に当たつては没後にこれを拝見せよ。面受口決の分、異失無し。凡そ落涙千行す。今、嫡弟為るに依つて道教に授け畢んぬ。

寬喜三年九月十八日

沙門成賢

右、此の口決伝持の事、法命為るを以つて即ち所持の本を興賢上人に譲り奉り畢んぬ。

元享二年八月十六日これを記す。

金剛弟子賢爾  
(在御判。歲滿八十)

（『印信類集』第一巻、『三宝院流地藏院方相承系括大事并口伝』、二五五～二六六頁）

以上の聖教は勝俱胝院実運によって著されたもので、その内容は遍智院義範由来の醍醐寺流所伝の「灌頂ノ大事」に就いてその秘義を明かしている。殊に第三重の秘印明に関する教理的解釈を明示しており、これは宗祖大師の『即身義』に由緒付けられた例の大不二を定義している点、醍醐寺流の正統な「事相の大事、教相の骨目」を記した秘書の一本といいうる。

さて淨尊方の「灌頂ノ大事」との関係であるが、それは「三部率都婆分別の事」の「金剛部率都婆印」の口決に認められそうである。淨尊方の所伝では両部の秘印明、特に二重・三重では、醍醐寺流の一般的な秘印と異なり「外五股の印」を用いている点、『瑜祇經』所伝の五部都法阿闍梨位の秘決と通じている。その理論的根拠が『別記』にあると予想されるのである。但し勝賢乃至親玄が記したとされる『別記口伝』では、金剛部率都婆印即ち外五股の印は、仏部の印を隠すために嫡弟では無い弟子に授けるものとの言及があり、この点は今後の課題となるところであろう。

#### 〈まとめ〉

少なくとも道教—淨尊—篋劍の相承系譜が確認された「宗ノ大事」（灌頂ノ大事）の存在であるが、それは道教の許可灌頂、深賢の具支灌頂を前提として親快に伝授された「第三重ノ大事」であった。更に預けられた一合の箱には、恐らく『厚双紙』や『別記』、更に云えば印信・文書の類が納入されていたであろう事を、伝存する聖教類を検討することで確認してきた。中ん就く、件の「灌頂ノ大事」は、同門の諸方（憲深方・意教方・深賢方など）と比して、きわめて特色あるもので、外五股の印が用いられている。

次章では「淨尊方」の伝承の様子を聖教・血脉・伝記・文書類を駆使してあとづけたい。（続く）